○国土交通省告示第五百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
神奈川県足柄上郡山北町川西字モチアキド一〇五一番三七から同県足柄上郡山北町川西字塩沢一〇三二番二まで	前	最大 五四七 最小 八二	九五〇
	後	最大 五五八 最小 八二	

○国土交通省告示第五百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
御殿場市駒門字柳沢三四七番一から同市神山字大野原一九二五番一七一二まで	前	最大 二一二二 最小 三五	四、〇六〇
	後	最大 二一五 最小 三五	
裾野市今里字木ノ根坂一六〇八番二から同市北野字富窪四四番二三まで	前	最大 二三五 最小 三五	七、一六二
	後	最大 二二九 最小 三五	
静岡県駿東郡長泉町東野字八分平八四番三九から同県駿東郡長泉町上長窪字東細尾二三二番六まで	前	最大 一三〇 最小 三四	一、八二〇
	後	最大 一二九 最小 三四	

○国土交通省告示第五百三十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
小城市小城町松尾字滝一四六八番一から同市小城町松尾字東一二七五番まで	前	最大 二四五 最小 八七	一四三
	後	最大 二四二 最小 八七	

○国土交通省告示第五百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	御殿場市駒門字柳沢三五五番七から静岡県駿東郡長泉町上長窪字東細尾五一三番二まで	平成三十年三月三十一日〇時

○国土交通省告示第五百三十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	福山市津之郷町大字津之郷字沢田七三四〇番一から同市吹田山口線　津之郷町大字津之郷字広瀬七一八三番一まで	平成三十年三月三十一日十五時

○国土交通省告示第五百三十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州横断自動車道長崎大分	小城市小城町松尾字東一二七五番まで	平成三十年三月三十一日十六時

○国土交通省告示第五百三十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表し、公布の日から施行する。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一